

# ○湖北環境衛生組合公印規則

〔平成18年3月22日  
規則第4号〕

改正 平成19年3月31日 規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、本組合の公印について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1)公印 公文書に使用する庁印及び職印で、第7条の規定により公印台帳に登録されたものをいう。

(2)公印保管者 公印の保管の責に任ずる者をいい、事務局長がこれにあたる。

(公印の名称等)

第3条 公印の名称、書体、寸法、使用範囲及び公印保管者（以下「保管者」という。）は、別表第1のとおりとし、公印のひな形については、別表第2のとおりとする。

(公印の保管)

第4条 公印は、厳正に取り扱い、使用しない場合には堅固な容器に納め、鍵のかかる場所に入れて保管しなければならない。

2 公印は、特に保管者の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持出してはならない。

(公印の作成、改刻及び廃止)

第5条 公印保管者は、公印を作成し、改刻し、又は廃止する必要を認めるときは、公印の作成（改刻、廃止）申請書（様式第1号）を、管理者に提出しなければならない。

(公印の告示)

第6条 管理者は、公印を作成し、又は改刻したときは印影及び使用開始の期日を、廃棄したときは廃棄の期日を告示するものとする。

(公印の登録)

第7条 事務局長は、公印台帳（様式第2号）を備えて公印を登録しておかななければならない。

2 事務局長は、毎年1回以上公印について、その印鑑を照合するものとする。

(公印の事故届)

第8条 保管者は、その保管に係る公印について、盗難、紛失又は偽造等の事故があったときは、直ちに公印事故届（様式第3号）により、管理者に届け出なければならない。

(公印の使用)

第9条 公印を使用しようとするときは、決裁済の原議書又は証明すべき文書を保管者に提示し、承認を得なければならない。

(公印の印影印刷)

第10条 保管者は、公印の印影を印刷しようとするときは、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

2 印刷に使用した印影の原版は、事務局長が保管するものとする。

(廃印の保存及び廃棄)

第11条 事務局長は、改刻又は廃止したため、不要となった公印を次の区分により保存し、保存期限を経過したものは、裁断又は焼却等の方法により廃棄するものとする。

(1) 湖北環境衛生組合管理者之印及び湖北環境衛生組合管理者職務代理者之印

改刻又は廃止の日から永久

(2) 前号以外の公印

改刻又は廃止の日から10年

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月31日規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

番号	公 印 名	書 体	寸 法	使 用 範 囲	保 管 者
1	湖北環境衛生組合管理者之印	てん書	方20 ミリメートル	管理者名をもつてする文書	事務局長
2	湖北環境衛生組合管理者職務代理人之印	古印体	方24 ミリメートル	管理者職務代理人名をもつてする文書	事務局長
3	湖北環境衛生組合副管理者之印	てん書	方21 ミリメートル	副管理者名をもつてする文書	事務局長
4	湖北環境衛生組合会計管理者之印	てん書	方21 ミリメートル	会計管理者名をもつてする文書	会計管理者
5	湖北環境衛生組合事務局長之印	古印体	方21 ミリメートル	事務局長名をもつてする文書	事務局長

別表第2 (第3条関係)

湖 北 環 境  
生 組 合  
衛 生  
管 理 者 之 印

湖 北 環 境  
生 組 合  
衛 生 管 理 者 職 務 代 理 者 之 印

湖 北 環 境  
生 組 合  
衛 生 副 管 理 者 之 印

湖 北 環 境 衛 生 組 合 会 計 管 理 者 之 印

湖 北 環 境  
生 組 合  
衛 生 事 務 局 長 之 印

備考 ひな型下段の数字は、別表第1に掲げる番号を示す。

様式第1号（第5条関係）

公印の作成（改刻，廃止）申請書

年 月 日

湖北環境衛生組合管理者 様

公印保管者職氏名

下記のとおり，公印の（ ）について申請します。

記

公 印 名		使 途	
使用開始			
書 体			
寸 法		理 由	
印 影			



様式第3号（第8条関係）

公 印 事 故 届

年 月 日

湖北環境衛生組合管理者 様

公印保管者職氏名

保管している公印について、次のとおりの事故がありましたので届け出ます。

事故のあった公印名	
事故発生年月日	年 月 日
事故の内容	
事故処理てんまつ	
その他必要事項	